

# ワシントン条約附属書の種類及び我が国の輸出入取引規制

	附属書Ⅰ（約970種）	附属書Ⅱ（約34,400種）	附属書Ⅲ（約160種）
基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの
規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆商業目的の国際取引は禁止</li> <li>◆ただし以下のものは例外的に可能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●学術研究目的のもの</li> <li>●共同保護計画（動物園間での繁殖など）に基づくもの</li> <li>●繁殖施設において人工繁殖したものの商業取引（動物にあっては登録した施設）</li> <li>●条約適用前に取得したもの</li> <li>●サーカスなどの移動展示会</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆商業目的の国際取引は可能</li> <li>◆但し、日本原産のものを輸出する際には、種の存続を脅かすおそれのないことの科学当局による助言及び適法に採取・捕獲されたものであることの証明が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆商業目的の国際取引は可能</li> </ul>
輸出	<p>★輸出承認／許可</p> <p>輸出承認証(E/L)、CITES輸出許可書又はCITES再輸出証明書が必要</p> <p>（注1）学術研究目的の場合、事前に輸入国発行のCITES輸入許可書が必要</p> <p>（注2）我が国原産の種の場合、科学当局（環境省、農水省）の助言が必要</p>		<p>附属書Ⅲ掲載国原産の貨物については、CITES再輸出証明書が必要、その他の国が原産の貨物については商工会議所が発行する原産地証明書を発行。</p>
輸入	<p>★輸入承認／許可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学術研究目的のもの</li> </ul> <p>輸入承認証(I/L)、CITES輸入許可書が必要（通関時、税関に輸出国発行のCITES輸出許可書とともに提出が必要（輸入承認証については確認後返却。）。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人工繁殖及び条約適用前取得のもの</li> </ul> <p>輸入承認証(I/L)の取得が必要。（通関時、税関に輸出国発行のCITES輸出許可書を提出するとともに、輸入承認証の提示が必要。）</p> <p>（注3）非加盟国からの輸入は禁止</p>	<p>★事前確認（生きている動物の場合、輸出国が輸出禁止措置を実施の場合等）</p> <p>事前確認書が必要（通関時、税関に輸出国発行のCITES輸出許可書とともに提示が必要）</p> <p>★通関時確認（事前確認の対象以外の場合）</p> <p>通関時、税関に輸出国発行のCITES輸出許可書の提示が必要</p> <p>★2号承認（非加盟国からの輸入の場合）</p> <p>原則承認しない</p>	

各附属書の種数はCITES事務局HPの情報を基に作成